

この条約を廃棄することができ
る。廢棄は、同事務局長がその通
告を受領した日の後一年で効力を
失ふ。
2. この条約は、締約国の数を六未
滿に減少させることとなる廢棄が
有効となる日から効力を失ふ。
第九条
この条約の解釈又は適用に關して
二以上の締約国間に生ずる紛争で交
渉により解決されないものは、いず
れかの紛争当事国の要請に基き決定
のため国際司法裁判所に付託するも
のとする。ただし、当事国が他の解
決方法に同意する場合は、この限り
でない。
第十条
国際連合事務局長は、次の事項に
ついて、すべての国際連合加盟國及
びこの条約の第四條一の非加盟國に
通告する。
(a) 第四條の規定に従つて行われた
署名及び受領した批准書
(b) 第五條の規定に従つて受領した
加入書
(c) 第六條の規定に従つてこの条約
が効力を生ずる日
(d) 第七條の規定に従つて受領した
通報及び通告
(e) 第八條一の規定に従つて受領し
た廢棄通告
(f) 第八條二の規定に基く失効
第十一條
1. この条約は、中國語、英語、フ
ランス語、ロシア語及びスペイン
語による本文をひとしく正文と
し、國際連合の記録に寄託する。

2. 國際連合事務局長は、その認証
諸本をすべての國際連合加盟國及
び第四條一の非加盟國に送付する。
以上の証據として、下名は、各自
の政府から正当に委任を受けて、
千九百五十三年三月三十一日に
ニュー・ヨークで署名のため開放さ
れたこの条約に署名した。
アフガニスタンのために
アルゼンティンのために
第九條に關し留保を附して
オーストラリアのために
ベルギー王国のために
ボリヴィアのために
カルメン・S・B・デ・ロ
サーダ
ブルジルのために
ビルマ連邦のために
白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和國のために
この条約の署名の時に作成さ
れた特別議定書において行つた
第七條及び第九條に關する留保
(注を附して)
K・B・キセリフ
注 留保は、次のとおり
である。
第七條に關する留保
白ロシア・ソヴィエト
社会主義共和國政府は、

第七條後段に同意しない
ことを宣言し、かつ、留
保の法律的效果は、この
条約を、留保を行つた部
分のみを除き、留保を行
つた國とこの条約のその
他のすべての締約國との
間に適用させるものであ
ると考へる。
第九條に關する留保
白ロシア・ソヴィエト
社会主義共和國政府は、
この条約の解釈又は適用
に關して締約國間に生ず
る紛争はいずれかの紛争
当事國の要請に基き決定
のため国際司法裁判所に
付託するものとする。規定
している第九條の規定
により拘束されると考へ
ず、かつ、いかなる紛争
についても、決定のため
国際司法裁判所に付託す
るには、一件ごとにすべ
ての紛争当事國の同意が
必要であることを宣言す
る。
カナダのために
チリのために
ルデシンド・オルテガ
ガブリエラ・ミストラル
中国のために
コロンビアのために
コスタ・リカのために
タテンパツハ
キューバのために

ドクトル エミリオ・スニエ
ス・ボル・ウ・オンド
チエッコスロヴァキアのために
署名議定書において行つた第
七條及び第九條に關する留保
(注を附して)
J・ノセック
注 留保は、次のとおりで
ある。
第七條に關する留保
チエッコスロヴァキア
共和國政府は、第七條後
段に同意しないことを宣
言し、かつ、その留保の
法律的效果は、この条約
を、留保を行つた部分の
みを除き、留保を行つた
國とこの条約のその他の
すべての署名國との間に
適用させるものであると
考へる。
第九條に關する留保
チエッコスロヴァキア
共和國政府は、この条約
の解釈又は適用に關して
締約國間に生ずる紛争は
いずれかの紛争当事國の
要請に基き決定のため國
際司法裁判所に付託する
ものとする。規定してい
る第九條の規定により拘
束されると考へず、かつ、
いかなる紛争につい
ても、決定のため國際司
法裁判所に付託するに
は、一件ごとにすべての
紛争当事國の同意が必要
であることを宣言する。
デンマークのために

ドミニカ共和國のために
ホアキン・E・サラサル
ミネルヴァ・ベルナルデー
ノ
エクアドルのために
エクアドル政府は、エクアド
ル共和國憲法第二十二條に「普
通選挙の投票は、男子にとつては
義務であり、女子にとつては
随意である」と明記されてい
るので、第一條中「なんらの差別
も受けることなく」という語句
に關し留保を附してこの条約に
署名する。
ホセ・V・トルヒーリョ
エジプトのために
エル・サルヴァドルのために
エティオピアのために
アト・ザウデ・ガブレ・ヘイ
ウオット
フランスのために
署名議定書において行つた留
保(注を附して)
M・II・ルフォッシュ
注 留保は、次のとおりで
ある。
フランス政府は、ある
地域に現存する宗教的な
慣習及び伝統を考慮し
て、これらの地域に居住
し、このような慣習及び
伝統にたよつてゐる婦人
に關しこの条約の適用を
延期する權利を留保す
る。

昭和三十年五月三十一日 衆議院會議録第二十一号
關稅及び貿易に關する一般協定のある締約國と日本國との通商關係の規制に關する千九百五十三年十月二十四日の
宣言の有效期間を延長するための議定書への署名について承認を求めるの件外一件

昭和三十年五月三十一日 衆議院會議第二十一号 関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十二年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名について承認を求めるの件外一件 二三四

ギリシャのために

アレキス・キローウ

千九百五十二年四月一日

グアテマラのために

この条約の第九条に關し留保を附し、かつ、この条約を、グアテマラ憲法に従い、グアテマラの市民権を有する婦人に適用する旨の了解の下に、エドゥアルド・カステイリ、リョ・アリオーラ、ハイティのために

ホンデラスのために

アイスランドのために

インドのために

次の留保を附して、この条約の第三條の規定は、インド軍又はインドの公共の秩序の維持に當る軍隊への徵集及びこれらの軍隊における勤務条件には適用しない。

ラジュニワール・メヤル

千九百五十二年四月二十

九日

インドネシアのために

L・N・バーラー

イランのために

イラクのために

イスラエルのために

アバ・エバン

千九百五十二年四月十四

日

レバノンのために

リベリアのために

ルクセンブルグ大公国のために

メキシコのために

本日の声明(注)において行つた留保を附して、ラファエル・デ・ラ・コリナ、注、聲明、メキシコ政府は、現在、憲法中のメキシコ婦人への市民権の付与を定めるメキシコ合衆國憲法の改正が効力を生ずるまでの間は、批准書を寄託しないものであることと明らかに了解する。

オランダ王国のために

ニュー・ジラランドのために

ニカラグアのために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピン共和国のために

ポーランドのために

この条約の署名の時に作成された特別議定書において行つた

第七條及び第九條に關する留保(注)を附して、H・ビレッキ、注、留保は、次のとおりである。

ポーランド人民共和國政府は、第七條後段に同意しないことを宣言し、かつ、その留保の法律的效果は、この条約を、留保を行つた部分のみを除き、留保を行つた国とこの条約のその他のすべての署名国との間に適用させるものであると考える。

ボイランド人民共和國政府は、この条約の解釈又は適用に關して締約國間に生ずる紛争はいずれかの紛争當事國の要請に基き決定のため國際司法裁判所に付託するものとすると規定している第九條の規定により拘束されると考えず、かつ、いかなる紛争についても、決定のため國際司法裁判所に付託するは、一件ごとに

サウディ・アラビアのために

スウェーデンのために

シリアのために

タイのために

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國のために

この条約の署名の時に作成された特別議定書において行つた第七條及び第九條に關する留保(注)を附して、A・M・バラノフスキー、注、留保は、次のとおりである。

第七條に關する留保、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國政府は、第七條後段に同意しないことを宣言し、かつ、留保の法律的效果は、この条約を、留保を行つた部分のみを除き、留保を行つた国とこの条約のその他のすべての署名国との間に適用させるものであると考える。

第九條に關する留保、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國政府は、この条約の解釈又は適用に關して締約國間に生ずる紛争はいずれかの紛争當事國の要請に基き決定のため國際司法裁判所に付託するものとすると規定している第九條の規定により拘束されると考えず、かつ、いかなる紛争についても、決定のため國際司法裁判所に付託するは、一件ごとに

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和國連邦のために

この条約の署名の時に作成された特別議定書において行つた第七條及び第九條に關する留保(注)を附して、B・A・ゾーリン、注、留保は、次のとおりである。

第七條に關する留保、ソヴィエト社会主義共和國連邦政府は、第七條後段に同意しないことを宣言し、かつ、留保の法律的效果は、この条約を、留保を行つた部分のみを除き、留保を行つた国とこの条約のその他のすべての署名国との間に適用させるものであると考える。

第九條に關する留保、ソヴィエト社会主義共和國連邦政府は、この条約の解釈又は適用に關して締約國間に生ずる紛争はいずれかの紛争當事國の要請に基き決定のため國際司法裁判所に付託するものとすると規定している第九條の規定により拘束されると考えず、かつ、いかなる紛争につい

ても、決定のため国際司法裁判所に付託するに、一件ごとにすべての紛争当事国の同意が必要であることを宣言する。

アメリカ合衆国のために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

レオ・マテス

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 たいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定の締結と日本国との通商関係の規則に関する千九百五十二年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名について承認を求め、右三案件につき、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、第一の案件について御説明申し上げます。

昭和三十年五月三十一日 衆議院会議録第二十一号 禁煙丸遺棄事件に関する運輸委員長の調査報告

き承認を与えたものであります。この宣言によりまして、わが国は実質上ガットに加入したとは同様の利益を受けている次第であります。しかるに、この仮加入宣言の規定によりまして、この宣言は、わが国のガットへの正式加入の日または別段の取り決めがなされない限り本年六月三十日に失効することになっております。一方、現在ジュネーブにおいて進行されております関税交渉会議において、わが国のガットへの正式加入が討議されておりますが、来たる六月三十日までは実現の運びとならない可能性が多いのであります。よって、昨年十月二十八日からジュネーブにおいて開催されました第九回締結国団会議において、右の可能性を見越して、前に述べた仮加入宣言の有効期間を延長することとなり、本件議定書が本年一月三十一日に採択されるに至った次第であります。

この議定書の署名国は、わが国のほか、現在二十一カ国であります。この議定書の内容は、わが国と仮加入宣言の当事国との議定書に署名する国との通商関係を、わが国のガットへの正式加入または本年十二月三十一日のいずれか早い時期まで引き続きガットの規定により規制しようとするものであります。わが国は、この議定書に署名することにより、さらに締結してガットに基く利益に均霑することとができるわけでありまして、

この議定書は、もとより、わが国の利益のために、かつわが国の署名を前提として作成され、また、時あたかもわが国のガットへの正式加入のための関税交渉を控えておられる際でもあり、そのので、率先署名の必要があり、

その上に議会は解散中でありますので、二月一日に政府の責任においてこれに署名し、国会の承認は事後に求めることとなつたわけでございます。

第二の案件、すなわち婦人の参政権に関する条約について御説明申し上げます。

この条約は、国際連合の第七回総会で採択し、一九五三年三月三十一日に署名のために開放したものであります。わが国は本年四月一日ニューヨークにおいて署名を了しました。この条約は、婦人に対して男子と同等の選挙権と被選挙権を保障すること及び婦人に対して公職就任の機会均等を保障することを内容とするものであります。婦人の地位を国際的に高めようとする国際連合の事業の一環として作成されたものであります。

この条約に対しては、その趣旨及びその内容に賛成し参加する国が續出し、たしまして、すでに現在までに批准または加入を終つた国は十九カ国に及んでおります。わが国においては、この条約の内容はすでに憲法その他の法令により国内的に実施保障されており、特に法律的に意義があるわけではございませんが、すみやかにこれに参加することは、国際協力という見地からきわめて意義あることであるのであります。よって、この条約の批准につき国会の承認を求めんとするものであります。

右の二案件は、四月二十七日及び五月十九日にそれぞれ本委員会に付託されましたので、五月六日、二十一日、二十六日並びに二十八日等の会議において、政府当局の説明を聞き、質疑を行い、その詳細については委員會議録につき御了承を願いたいと思ひます。

次いで、この二案件につき、討論はこれを省略し、採決の結果、いずれも全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

○議長(金谷秀次君) 両件を一括して採決いたします。両件は委員報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって両件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

禁煙丸遺棄事件に関する運輸委員長の調査報告

○議長(金谷秀次君) 禁煙丸遺棄事件に関する調査の報告をするため、運輸委員長原健三郎君より発言を求められております。これを許します。原健三郎君。

〔原健三郎君登壇〕

一三五

の絶滅を期するためには、次のような対策をすみやかに実施すべきであると考えるのであります。

第二に、宇高航路における航行船舶
行き違いの方法についてであります。
行き合い船の航行及び横切り船の航行

右側航行の原則と、いわゆる横利船と義務船とを定めております。本航路は、各ダイヤごとに必ず真向に行き合ふ場合があり、平素原則的には行き合ひの航法によつてゐるのであります。が、風向き、潮流の状況によつては

變則的に左側航行により行き違いをする事は、必ずしもまだではないのである。しかし、霧中航行の場合には、権利船、義務船の關係はなくなるのであります。他の方法、たとえば速力を落とすとか機関を停止するとかの措置を講ずべきであつて、これらの点について航法の原則を勵行せしめる必要があると思ふのであります。

第二に、上り便、下り便の行き違いの個所は、現在二百メートル以上の間隔を置くよう定められているのであります。が、これまた航行当時の事情により必ずしも守られていないようであります。しかしながら、これは、過去数回に及ぶ衝突、接触事故にかんがみ定められたものである以上、これを勵行せしむべきは当然であり、さらにこの間隔を拡大分離せしむべきであります。

第三に、旅客船と貨物船との取り扱いは現在のおおむね同様のようであり、ますが、万一の場合を考慮し、行き違ひの場合その他についても旅客船を傷め先せしむるよう規定し、人命の損傷を絶対に避けるようダイヤを変更すべきであります。

第四に、国鉄の連絡船は、鉄道との連絡を使命とするため、旅客接遇上航行及び連絡時間の制約があり、船舶の安全航行を犠牲にする傾向がありますので、この面における運行ダイヤの根本的改正を行っていくべきであります。

第五に、本航路のような平水航路で、かつ短区間の場合には、非常時に對する訓練が閑却されがちになるのではないかと存じます。特に非常事態発生時における非番乗組員の運用、配置等を一そう明確にしておく必要があると思つております。

第六に、連絡船の構造について再検討を加え、特に船体の安全度の確保、客室の位置等について根本的改良をなすべきであります。これにせうては洞爺丸事件に際しても論議せられたところで、今回再び悲惨な教訓となつたのであります。この際客車の航送はむしろ停止すべきであります。

組織についてであります。現在國鉄における連絡船運航の指令、監督の業務に当る機関は比較的小さく、かつ船長の経験を有する実務者もまわつて少いので、連絡船の航行については勢い船長の判断にまかせざるを得ないこととなつております。すなわち、船長に對しあるいは指示を与へ、あるいは船長の相談相手となるような人員の配置もなく、また一方、これらの人々が喜ん

で就職するような待遇も地位もないことが、民間商船会社の海務部に比し欠点と考えられるのでありまして、この点の点々につき思い切った改革を必要と考えるのであります。

に對する緊急の善後措置については、關係各機關の協力のもとに、四國鐵道管理局を中心として、おおむね遺憾なく進められておるようであります。不幸遭難せられた人々と遺家族に對する弔慰方法も大体において問題はないよ

度、敬弔方法は、高松、宇野付近はもちろん、全国鉄機関一般及び職員について十分その誠意を認めることができただけであります。

よつて御承知を願いたいと思存します
最後に、右調査団の報告に基き、運輸
委員会は、去る十七日、全会一致を
もつて次の通り決議いたしました。
紫雲丸衝突沈没事件に關する決
議
本委員会は、国有鉄道宇高航路運
絡船紫雲丸沈没事件の重要性にかん
がみ、現地に調査団を派遣して事件

の真相責任の所在等について調査したものであるが、今日までの調査に基き、爾今此の種事件の絶滅を図る爲めには、政府及び日本国有鉄道は左の事項につき、速かに適切な措置を講ずる必要があるを認める。

一、日本国有鉄道に於ける連絡船運航の現在の体制並に運輸管理機構の改正及び運輸業務の根本的刷新を図り、運航の安全性を絶対に確

保すること。

二、本事件の処理は、海難審判庁の結審を俟つ迄もなく、速かに責任の所在を明確にすること。

三、沈没の原因にかんがみ、此の際特に上下を通じ、ひろく綱紀の肅正、志気の昂揚をはかり、特に船

四、非常時に際する訓練の励行並に乗組員の非常時編成を平時より定め置くこと。

五、日本国有鉄道連絡船舶の構造につ

き、客貨の分離、トップ・ヘヴィの改正等根本的檢討を加へ、運航の安全性を絶対に確保すること。

六、右の外、特に宇高航路については、上り便、下り便の航行路に付き再檢討を加へ、新航路の制定を図り、運航ダイヤの根本的改正を

を改良すること。
七、本州と四國とを結ぶ最短距離と安全性を考へ、速かに海底隧道の實現につき、特段の措置を講ずること。
八、遭難者に対する弔慰方法に付ては、今回の事故の性質にかんが

み、特段の措置を講ずること。
右決議する。
以上をもちまして紫雲丸沈没事件に
関する報告を終ります。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 本日はこれにて
散会いたします。
午後二時二十分散会

出席國務大臣
運輸大臣 三木 武夫君

出席政府委員
外務政務次官 園田 直君
大蔵政務次官 藤枝 泉介君

朗読を省略した報告
一、去る二十八日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和二十六年 度一般會計 歲入歲出決 算	昭和二十六年 度特別會計 歲入歲出決 算	昭和二十六年 度政府關係 機關決算報 告書
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

昭和二十七年一度一般会計歳入歳出決算
昭和二十七年一度特別会計歳入歳出決算
昭和二十七年政府関係機関決算報告書
一、去る二十八日本院は海岸砂地地帯

農業振興對策審議會委員に衆議院議員赤澤正道君、同大森玉太君、同徳安實誠君、同川村慈義君及び同中崎敏君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日本院は飼料備給安定審議會委員に衆議院議員遠藤三郎君、同内藤友明君、同足立燈郎君、同水井勝次郎君及び同西村彰一君を

指名した旨内閣に通知した。
一、昨三十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
計量法等の一部を改正する法律、
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
一、昨三十日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

調遣序次長 山内 隆一

一、船山内閣総理大臣から益谷議長宛、昨三十日議長において承認した山内隆一を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

二、去る二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

大政委員会

理事 森下 國雄君(理事早川崇君去る二十八日理事辞任につきその補欠)

大橋 武夫君 川俣 清吾君
中村 高一君
一、昨三十日補助金等の整理等に関する特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会
理事 今松 治郎君(理事今松治郎君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

延君去る二十八日委員辞任につきその補欠
理事 松野 頼三君(理事松野彦忠雄君昨三十日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

議院運営委員 島上善五郎君
一、去る二十八日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

物品税法の一部を改正する法律案

日本学校給食会法案
一、去る二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)
一、去る二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十八年度、昭和三十九年度及び昭和三十九年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十九年度の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

一、昨三十日委員長から提出した議案は次の通りである。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(補助金等の整理等に関する特別委員長提出)

一、昨三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

国防会議の構成等に関する法律案

危険検査改善促進臨時措置法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

出入国管理令の一部を改正する法律案
一、昨三十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

一、昨三十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

危険検査改善促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(内閣提出第一〇八号)

団の年金の特別措置に関する法律案

一、昨三十日参議院に送付した。健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良二君外十一名提出、衆法第五号)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)

以上三件、社会労働委員会 付託

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)(参議院送付)

一、昨三十日予備審査のため本院議員提出案を参議院に送付した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良二君外十一名提出)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(補助金等の整理等に関する特別委員長提出)

一、昨三十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

計画法等の一部を改正する法律案

自動車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院会議録第十九号中正誤

頁段行 誤 正
三五 四 議院運営 議院運営